

財形制度に関する今後の検討における主な視点（2）

財形制度のあり方について

ヒアリングにおける主なご意見や制度の動向等について

(有識者ヒアリング)

- ・住宅価格が高騰する中で、賃貸の需要が高まっている。ただし、買えないから借りるというのは、資産形成機会の差を拡大させるリスクもあるのではないかな。
- ・頭金ゼロで返済期間35年超の超長期ローンを使って住宅を購入する人も増えている。高年齢になった際に残債が多く住み替えのネックになることや、様々なライフイベントで返済が滞るリスクが高まるなどの懸念もある。
- ・金利がある社会になってきた中で、財形融資の様々な諸条件の見直しが必要になりつつある局面ではないかな。

(関係団体ヒアリング)

- ・資産形成の考え方として、安全性、流動性、収益性の3つの観点があり、いろいろな制度や商品を組み合わせながら資産形成をしていくことが重要ではないかな。
- ・財形利用者へのアンケートでは、半数以上が給与天引きで積み立てできることをメリットに挙げている。また、急な出費の際に財形で補填することができた、という流動性への評価の声も高い。
- ・財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄ともに45歳以上の中高年者にも一定の新規申し込みニーズがあり、新規契約上限年齢の55歳になる前に駆込みの申込みが発生する実態もある。
- ・一定数の者が限度額550万円近くに達していて、積立ての休止や最低額（1000円）への減額等により上限を超えないように調整している者が見受けられる。
- ・最近の動向としては、財形業務を廃止する金融機関もあり、業務を廃止する金融機関で契約する者の預替えについての相談等が多く発生している。

財形制度のあり方について

分科会におけるこれまでの主なご意見

- ・ 非課税財形（住宅財形、年金財形）の加入開始可能年齢について、高齢期の就労実態を踏まえ引上げを行うべきではないか。
- ・ 加入開始可能年齢の引上げに伴う財形制度への二重加入を防ぐための確認作業については、金融機関の事務負担やシステム改修等の負担増に配慮した対応とするべきではないか。
- ・ 金利環境の変化により、財形制度の重要性は今後さらに高まることが期待される。
- ・ 住宅価格の高騰なども踏まえ、長年据え置かれている非課税限度額の引上げを検討するべきではないか。
- ・ 非課税財形において、金融機関の財形業務の廃止等の勤労者の意思によらない解約について、勤労者に対するセーフティーネットの確保の観点から、他行への預替え等の措置を講じる必要があるのではないか。
- ・ 財形制度の周知・広報を進めていくべきではないか。
- ・ 払出し要件の緩和を議論するのであれば、住宅に関する小規模な支出が実際に増加しているデータを示すべきではないか。
- ・ 財形転貸融資の負担軽減措置について、見直すことも必要ではないか。

追加の論点

- ・ 加入開始可能年齢の引上げに係る事務負担に配慮しつつ、確実に確認事務を行うことができる体制の整備について、どのように考えるか。その際に、引上げの対象となる範囲についてどのように考えるか。
- ・ 高齢期の就業実態を踏まえ、退職金の取扱い等一般財形の預入れ等の在り方について、どのように考えるか。

(参考) 財形住宅貯蓄の払出し要件

財形住宅貯蓄制度に基づく預貯金及びこれに係る利子等に係る金銭を非課税で適格に払い出す際には、建設・購入・リフォームを行う住宅の要件やその払出方法などが定められている。

住宅の取得に関する要件

- ① 床面積：40㎡以上
- ② 既存住宅の場合、耐震構造であるもの
- ③ 本人が居住すること

住宅の増改築に関する要件

- ① 工事費用：75万円を超える
- ② 床面積：40㎡以上
- ③ 本人が居住すること
- ④ 工事内容 以下のいずれかに該当すること
 - [第1号工事] 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替
 - [第2号工事] 床・階段・間仕切壁・内壁の1/2以上の修繕・模様替え（マンション・集合住宅などの工事を想定）
 - [第3号工事] 居室・調理室・浴室・トイレ・洗面所・納戸・玄関・廊下のいずれか一室の壁または床全部の修繕・模様替え
 - [第4号工事] 構造強化、建築設備等の強化、耐震強化工事
 - [第5号工事] バリアフリー工事（通路・入り口の拡幅、浴室・トイレの改良、手すりの設置等）
 - [第6号工事] 省エネ改修工事

(参考) リフォーム市場の動向

国土交通省の統計調査によれば、

- リフォームに係る受注高は近年増加傾向にある。
- 住宅に係るリフォーム工事について、直近（令和7年度）では年間約750万件程度あり、その多くが更新・修繕に係る工事である。

受注高の推移

対象年度	年間受注高(億円)	前年度比 (%)
令和3年度	37,477	17.5
令和4年度	39,200	4.6
令和5年度	42,710	9.0
令和6年度	41,318	▲ 3.3
令和7年度	49,033	18.7

主たる工事目的（令和7年度）

(単位：件)

主たる工事目的 工事目的(複数回答)		計
住宅	総数	7,474,106
	劣化や壊れた部位の更新・修繕	7,032,443
	増床	5,165
	省エネルギー対策	428,062
	高齢者・身体障害者対応	58,429
	防災・防犯・安全性向上	69,416
	用途変更	17,238
	耐震性向上	22,008
	屋上緑化, 壁面緑化	1,012
	アスベスト対策	2,569
	その他	197,259

出典 国土交通省リフォーム・リニューアル調査 より作成

（参考）財形持家融資における負担軽減措置

財形持家融資を利用するに当たって事業主が勤労者の返済負担を軽減させることが制度の趣旨に沿うことから、勤務先が住宅手当、利子補給、低利融資などの援助を行い、住宅ローンの返済負担を軽減させる仕組み

負担軽減措置の具体的方法

- ① 割賦返済の開始から5年以上、毎年、借入金相当額に対し、1%（1%に相当する額が3万円を超えるときは、3万円として計算した利率）を差し引いた利率以下で融資を行うこと
- ② 財形融資と社内融資との併せ融資を行う場合は、社内融資分の利子を金融機関等の住宅ローンよりも①と同等の援助を与えた程度に低利とし、かつ、返済期間を5年以上とすること
- ③ 割賦返済の開始から5年以内に①の5年分に相当する額以上を一括して支給すること
- ④ 割賦返済の開始から5年以上、毎年、借入金相当額の1%相当額（3万円を超えるときは3万円＝月額2,500円）以上の額を支給すること（持家取得者も支給対象になるものであれば、既存の住宅手当の支給でも可）
- ⑤ 勤労者が金融機関等から返済期間5年以上の条件で住宅資金を借り入れる場合、返済の日から5年間、毎年①に相当する額以上の利子補給を行うこと
- ⑥ 事業主等が住宅または住宅用の宅地（借地権を含む）を分譲する場合は、住宅にあっては譲渡価格の最高限度額から、宅地にあっては時価相当額から、それぞれ③に相当する額以上の額を控除して分譲すること
- ⑦ 勤労者が事業主等から住宅を、返済期間を5年以上とする返済方法により取得した場合、返済の日から5年間、毎年①に相当する額以上の利子補給を行うこと

※リフォームに係る融資の場合、または事業主等が出資する福利厚生会社を通じて財形持家融資を利用する場合には、負担軽減措置は不要

(参考) 財形住宅融資とフラット35との比較

	フラット35	財形住宅融資
対象者	申込時の年齢が満70歳未満の方	財形貯蓄を継続している勤労者
金利方式	全期間固定金利	5年間固定金利
融資限度額	100万円以上1億2,000万円以下で、建設費または購入価額以内	財形貯蓄残高の10倍以内、上限4,000万円、かつ住宅取得に必要な費用の90%以内
返済期間	15年以上で、かつ、次の(1)または(2)のいずれか短い年数 (1)80歳－申込時の年齢 (2)35年	新築住宅等は最長35年。一般の中古住宅は最長25年、一定の優良中古住宅は最長35年。リフォームは最長20年
資金用途	申込者またはその親族が住む新築住宅の建設・購入資金または中古住宅の購入資金	自ら居住する住宅の建設・購入に加え、住宅の改良、リフォームにも単独で利用可能
勤務先の関与	金融機関に本人が申込むため関与なし	転貸融資では勤務先または福利厚生会社を通じて利用。
借換融資への利用	利用可能	利用不可

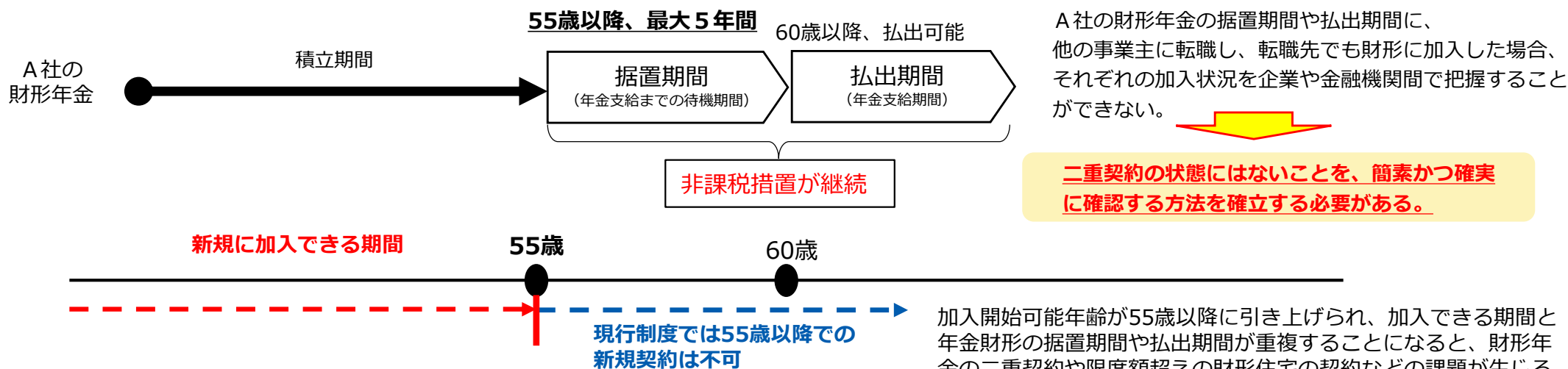
※「フラット35」についてはフラット35ホームページより抜粋

非課税財形における二重契約について

非課税財形については、財形法上、二重契約が禁止されており、加入開始可能年齢の引上げにあたっては二重契約が発生しないための仕組みの確立が不可欠である。その際、事業主、勤労者、財形取扱金融機関のそれぞれが、確実に確認することができる簡素な仕組みとすることが重要である。

- 財形年金・財形住宅は、1人1契約、元利合計550万円を上限に利子等が非課税となる税制優遇措置が講じられている。
- 財形年金・財形住宅の加入開始可能年齢を現行（55歳未満）から引き上げた場合、財形年金の「据置期間」や「払出期間」中の転職時に、「二重契約」や「限度額超えの財形の非課税措置の適用」が可能となる。
- このため、二重契約等を防止する仕組み（非課税枠の管理）が必要。
 - ※ 財形年金・財形住宅は1人1契約のみ(財形法第6条第3項及び第5項)
 - ※ 財形加入時に提出する申告書は税務署ではなく、各金融機関で保管。各金融機関では他の金融機関の情報が確認できない。

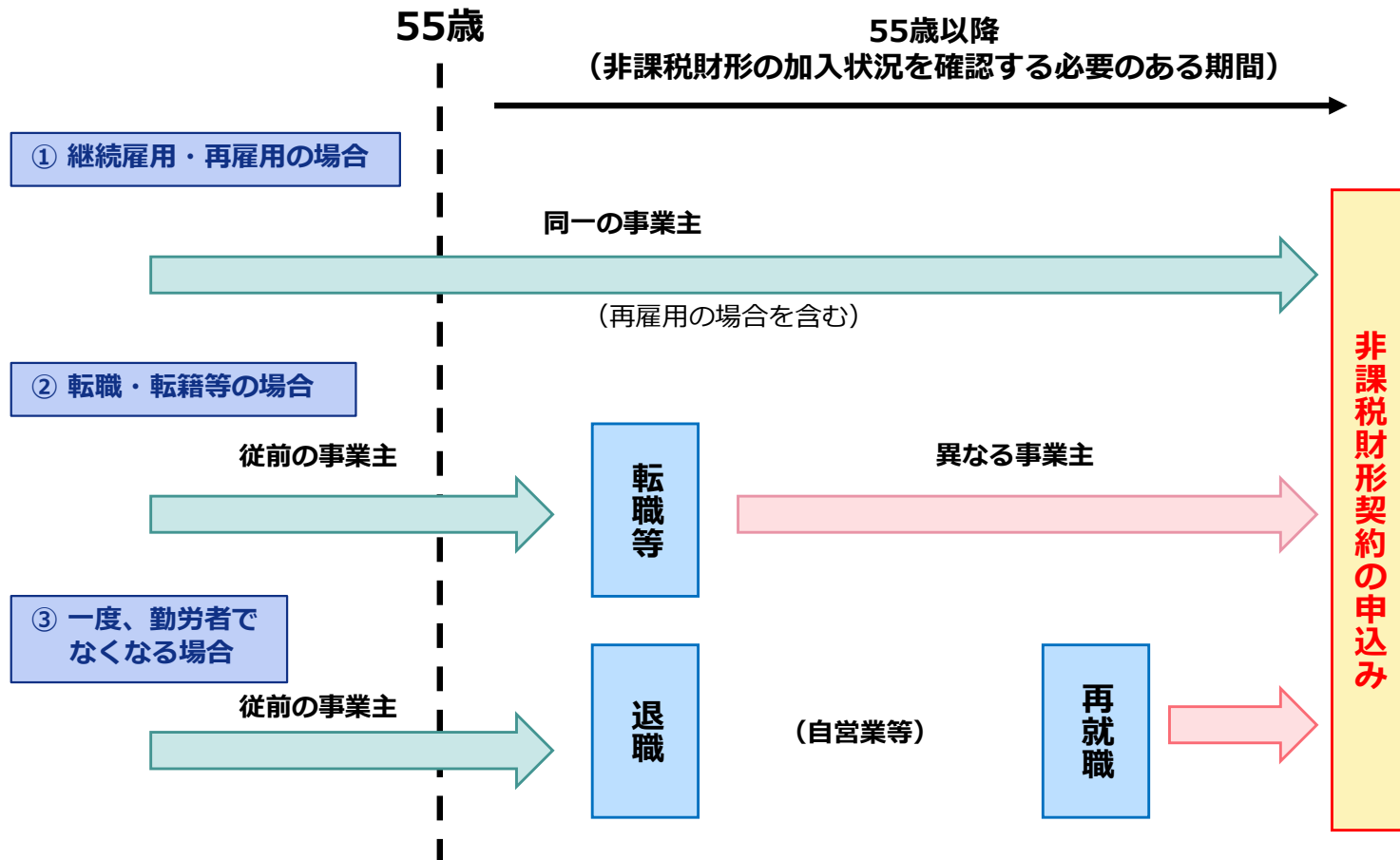
加入開始可能年齢を55歳以降に引き上げた場合



非課税財形における二重契約の確認について

- 非課税財形の二重契約を防止するためには、申込者の55歳以降の非課税財形の加入状況の確認が必要である。
- 55歳以降の非課税財形の加入状況の確認にあたっては、申込者の55歳以降の転職等の状況に応じて、様々なケースが想定される。

55歳以降の雇用状況の事例



○ 同一事業主に継続雇用（又は再雇用）されているため、55歳以降に雇用関係のある事業主は単一。

○ 転職により、55歳以降に雇用関係のあった事業主が複数存在する。

○ 55歳以降に勤労者ではなくなった期間がある他、再就職により、55歳以降に雇用関係のあった事業主が複数存在する。

財形貯蓄の預入れについて

(独) 労働者政策研究・研修機構の「労働者調査」によれば、退職金を積み立てたいと回答した割合は20.7%であった。

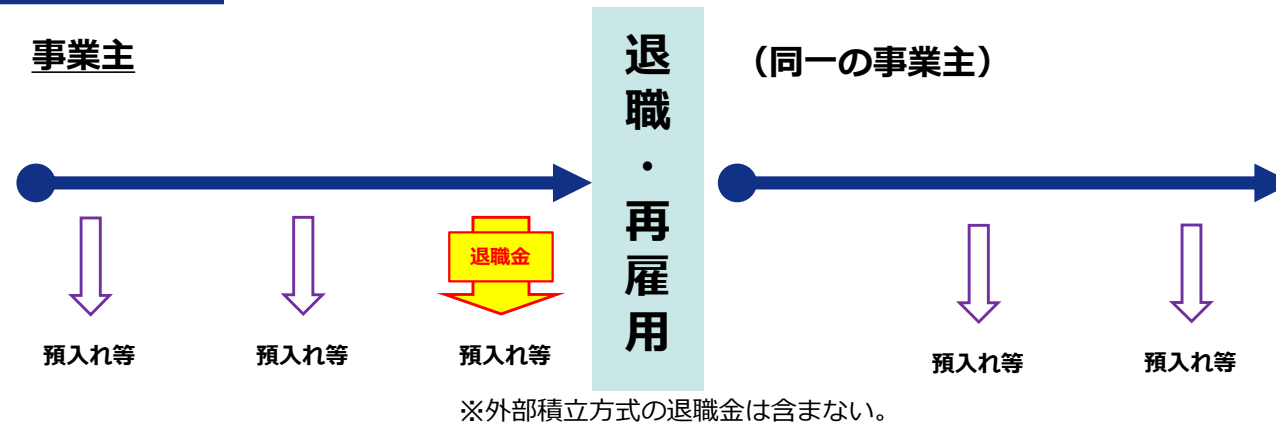
(複数回答)	回答数	割合	
会社に制度がない/退職した場合も財形を続けたい	1,261	39.9%	39.9%
金融機関を自由に変更したい	1,115	35.3%	35.3%
利子非課税枠(550万円)を拡大してほしい	1,025	32.4%	32.4%
55歳以上でも加入できるようにしてほしい	908	28.7%	28.7%
積立要件を緩和してほしい (一般財形は3年以上、年金財形・住宅財形は5年以上の積立が必要)	738	23.3%	23.3%
退職金を積み立てたい	655	20.7%	20.7%
年金財形の受給期間の上限を延長してほしい (現行、預貯金では5～20年の間で設定)	592	18.7%	18.7%
払出要件を緩和してほしい	553	17.5%	17.5%
臨時に給与口座等から積み立てたい	520	16.4%	16.4%
様式や手続きを簡素化してほしい	466	14.7%	14.7%
その他	16	0.5%	0.5%
全回答人数	3,163		

一般財形貯蓄における退職金の取扱い

一般財形貯蓄における退職金の取扱いは以下のとおり。

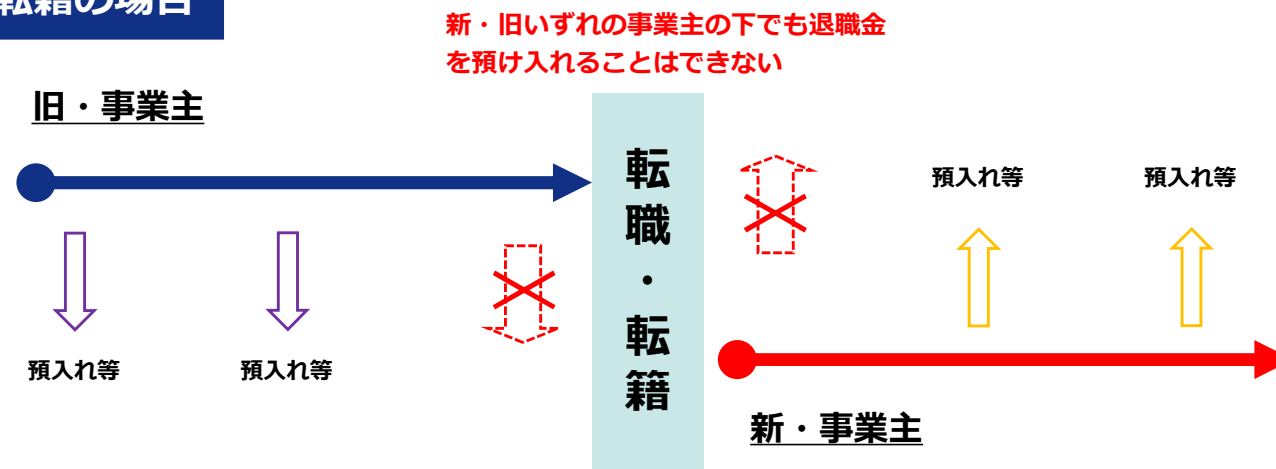
- 再雇用等により引き続き同一の事業主の下で雇用される場合は退職金を預け入れることができるが、転籍や転職等により異なる事業主に雇用される場合には、従前の事業主の退職金を預け入れることはできない。
- 中小企業退職金共済など外部積立方式の退職金についても、預け入れることはできない。

再雇用の場合



定年退職後の再雇用など、同一の事業主の下で雇用関係が継続する場合には、退職金についても一般財形に預け入れることができる。

転職・転籍の場合



退職後の転籍や転職などにより、異なる事業主に雇用されることとなった場合には、旧事業主より支給される退職金を新・旧いずれの事業主においても天引きすることができず、退職金を一般財形に預け入れることはできない。